SOCIALISM ソーシアリズム 社會主義

週刊 直言

…の理想は婦人のやさしき心の發揮…

…するゝの時期貴ふるか爲めに、經濟…を放棄して「野蛮の贈物」…

…なる色なきの汚穢…、文明の弊…

[illegible]

…の数点を表す、然れ共諸君が除りに…

…心名かざるを寂觀しては、義と…

…三の問題…に公開しつゝあるへを、若し…

[illegible]

…婦人…者は…に取て…以上の…

…社會に對するや、其の觀察、其の評論、…

THE CHOKUGEN

SOLE ORGAN OF [illegible] SOCIALIST.

Issued [illegible] Tokyo.

Vol. II [illegible] No. 12

THE CONDITIONS OF WOMEN

[illegible]

日本之新聞

○女學生と社會主義

近來女學生間に社會主義の思想大いに傳播するを見て、政府當局者は吃驚狼狽し嚴重の取締を爲すべき旨、各女學校に訓令したりと云ふ。毎日新聞之を嘲笑して曰く

近頃文部省は各女學校に訓令して學生が社會主義に耳を傾ける無からんことを嚴達せり、夫れ男學生間に於ける社會主義の趨勢は最早や政府の如何ともすべき所に非ず、茲に於てか彼は比較的穩和なる女學生に對して威嚴を保留するの小智を發明せり、然れども帝國政府の武威が果して能く女生の前に維持せられ得べきや否やは、吾人の關興する所に非ず、然し吾人は我文部省の健忘に喫驚せざるを能はざる也、文部省よ、汝は曩日「非國家」「非國體」の故を以て耶蘇教を毆擊せり、然も其汝の毆合は反古紙と化して「て、今や耶蘇教の發展に[illegible]に非ずや、理論上些も賢明ならざるべからずして、事實上最も愚昧なるものは何ぞやとの謎の謎題に對して、吾等は必ず「文部省」なる答案を得べきならん、

毎日子の言、何ぞそれ痛快なるや、然れども吾人は今更茲に文部省の愚昧を云々せんと欲する者に非ず、只二十世紀の女學生たる者が、斯くの如く其耳目を封せられて、猶は且つ晏然として、我は是れ文明の教育を受くる者なりと自信するを得るや否や、[illegible]に依れば、[illegible]男子より[illegible]に於て[illegible]、[illegible]と、[illegible]何[illegible]にありや、[illegible]教育當局者が斯くの如[illegible]して、女學生の受くる書籍[illegible]、彼等の[illegible]に驅る[illegible]外來の思想[illegible]を制限するは何の爲ぞや、他なし、彼等をして[illegible]の[illegible]に[illegible]すべき、[illegible]從順[illegible]力の婦人たらしめんとすればなり、今の女學生にして若し斯くの如き一[illegible]に甘んずとせば、吾人亦何をか云はん、然れども吾人は今の女學生が、決して教育當局者の[illegible]

て顧り盡からるべき本綱に非ざるを信ず、吾人は更に某々女學校に於て、寮部に[illegible]『[illegible]言』が手より手に愛讀せられ居るを知れり、又某々師範學校女子部に於て、熱心なる數名の社會主義者を出だせるを見たり、又或時の如きは「僻遠なる○○の地に空く此主義を奉せる一少女あるを記臆せられよ」と云へる、筆跡やさしき手紙を受取りたる事あり、吾人は實に大いなる希望を以て婦人界に我歩を進めつゝある也、當局の干渉の如き抑亦何かあらん

○母を殺す娘あり

大阪難波反物町に住める大西お光（二十）は、數日前、菜切庖丁を以て其實母お房に廿五個所の重輕傷を負はせ、終に之を殺害したり、其こゝに至れる[illegible]は、實に悲慘に堪へざるものあり

[illegible]娼妓なり、彼の十五歳の時、彼は[illegible]神戸の支那人の妾たらしめ、[illegible]支那人の妾たらしめたり、同時に姉は[illegible]の爲に娼妓に賣られたり[illegible]始めて情人[illegible]、[illegible]母と共に住みたりしが、妹は近年は遙きヒステリー[illegible]にて終に其夫と別れ、母と姉と三人に[illegible]住む事となれり[illegible]の爲め、母と姉とが爲せる仕[illegible]も出來ず、それが爲め二人に[illegible]を迫られたり[illegible]日五六十錢の稼[illegible]お光は自ら

[illegible]スワとしたる」と

日本婦人の多くは實に此お光の如き地位に立てる也、婦人は其美貌と肉體とを男子に賣らざる可らず、結婚と云ひ、夫婦と云ふも、亦只生活の爲也、衣食の爲也、地位の爲也、社會に貧困と云ふ事實の存在する間は、男女の愛も親子の愛も之が爲に滅せらるゝを見よ

○墮胎と情死

日々の新聞紙、殆んど常に此種の記事を載せざることなし、吾人は其標本として最近の事實を左に記す

△[illegible]の墮胎騷ぎ　相州[illegible]町字大[illegible]町[illegible]安西ふさ（二十五）といふは[illegible]て情夫の[illegible]を宿し居たるも[illegible]之れを隱して人に知らさゞりしが、過日[illegible]に包みて[illegible]立ち出でんとする[illegible]不審なるより他の雇人が咎めて右包みを押明けしに、中より嬰兒の死體現はれしかば大騷ぎとなり[illegible]出張取調べしに同人は墮胎藥を服し終に死體を産落したるより之れを打ち棄てんとしたるものなりと白狀せしかば、直ちに墮胎罪として引致せられたり

性慾は人の自然なり、人を貧困に驅りて結婚の自由を奪ふ、自然に背くこと亦甚だしからずや、而もたま〳〵情人を得れば世は之を野合と嘲り、自然妊娠するに至れば養育の重任其双肩に懸る、誰か自ら好んで墮胎の罪を犯す者あらんや、法律[illegible]るものあれはなり、法律[illegible]亦何の効あらんや、從つて之を[illegible]次に左の一例の情死を見よ

△[illegible]情死　[illegible]二十歳前後と覺しく、兩人とも[illegible]白のメリンスに[illegible]、死後十日間許り經過したらしく、男は双子織の二枚給に[illegible]羽織を着し、女は[illegible]紺絣の綿入に同じ羽織を着し、[illegible]ンスの[illegible]帶を締め居たり[illegible]中己四郎情山代町[illegible]氏[illegible]昨年夏以來新宿の貸座敷[illegible]の娼妓九重（二十）の許に數十回も通ひ[illegible]九重と共に情死せんとて、去る十[illegible]の許に行き、情死の相談[illegible]十四日の夜は[illegible]十五日の夜に實行せんと約したれど果さず[illegible]

是れ[illegible]んなる[illegible]、然れども今の社會[illegible]何ぞ[illegible]の自由を[illegible]して、[illegible]男[illegible]死を以て之が[illegible]はしむるに至れるか[illegible]見るに足るべし

○女萬引

男と生存競爭の激甚なる社會は、終に斯くの如き[illegible]なる一群の婦人を[illegible]り

[illegible]人組の女萬引　女萬引にて有名なる子持のお花とは下谷區[illegible]杉上町市川巳之吉の女房お花（三十二）[illegible]の女房お[illegible]（四十五）といふものにて、部下には市川お里（二十八）、吉田お榮（三十七）、吉田お[illegible]（四十二）、山村お[illegible]（二十二）、村上お[illegible]（三十六）、木村お清（三十七）等の數名ありて、昨年來或は内儀さん或は娘と各々扮裝を變へて、分れ〳〵に各所の吳服屋、小間物屋に[illegible]を働き居たるが此程終に一網に捕縛せられたり

彼等に衣食を與へよ、此社會をして彼等の自由に衣食し得べき樂園たらしめよ、彼等豈好んで萬引を爲す者ならんや

●共產黨宣言被告事件公判

平民新聞第五十三號被告事件の第三回公判は、明廿四日午前九時より東京控訴院第三號公廷に於て開かる、目下巣鴨監獄に在る西川光二郎、幸德傳次郎の二氏は當日[illegible]人として出廷、[illegible]被告人たる堺利彥氏と共に審問を受くる筈也

●[illegible]政府

[illegible]政府の狂暴なるや實に此の如し、[illegible]社會黨の勢力偉大なるが故か、ア、愚なる哉、政府當局者よ（旭山生）

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

世界之婦人

[illegible]

かりの婦人を以て充されたりき、

△千八百八十四年、豫期せられたる改正案の愈々議會に出づるや、ウードオル氏は婦人に權利を與ふる一條項を挿入せんと力めたるが、時の首相グラッドストーン氏の頑强なる反對あり、分決投票の結果、百三十五に對する二百七十一の多數に依りて敗られたりき、

△其後八十六年、又、婦人選擧權法案は第二讀會を通過して頗る好望なりしが、惜しいかな、議會は解散せられて、此望も亦婦人より[illegible]去りき、

△總選擧の結果、婦人選擧權の賛成者は、下院の大多數を占めたりしが、而かも爾後五箇期の間、常に他に重大なる事件のあるありて、此問題は下院の議に上るを得ず、千八百九十二年四月廿七日に至りて漸く其機を得たりしが、此時亦二十三票の差に依りて敗られたりき、

其後今日に至る迄、同一の法案は同一の運命を脱する能はざれど、其間此の運動の發達は著しく請願調印者の數は年と共に增加しつゝあり、此に於て運動の發展は統一の必要を生じ、千九百三年婦人選擧運動同盟大會の組織初めて成り、全國各地方に委員を置き、（一）婦人選擧法案に投票すること、（二）婦人選擧期成運動に[illegible]力すること、（三）此問題に關する[illegible]若くは[illegible]を[illegible]する者を試[illegible]者に推すべしと決議し[illegible]回の大會は、非常の盛況にて、英國に於る此運動の前途の好望なるを示したりき

○婦人選擧權大會　昨年六月七日より獨逸伯林に於て開かれ、婦人世界同盟より左の決議案を提出したり、

一、智力上の事に於ても、國家の一員としても、男女兩性をして絶對的に平等ならしむべき事

二、男女間の自然の關係は相互的にして共同經營なり、從つて一性の自由を壓伏せんとする總ての企圖は人道に害ある事

三、國家が法律習慣等にからまれて婦人自然の發達を阻礙せんとしたるは、全く謬妄なる主義に基けるものにして、それより兩性間の人爲的關係を作り出したる事、

四、國家に於ても、家庭に於ても、自己が自己の事を決するは、害ふ可らざる普通人の權利なるが故に一婦人は決して一男子に服從せず、又一般婦人は決して一般男子に服從せざる事、

五、婦人をして强いて社會の無責任者たる地位に下らしむるは、社會の經濟的困難をして一層激烈ならしむる所以なる事、

六、婦人に選擧權を與へずして之に課稅する政府は正義と相容れざる專制行爲を敢てせる者なる事、

七、選擧權は米國獨立の宣言が不可犯として宣言したる人權擁護の唯一手段なる事、故に選擧權は萬國の婦人に許與せられざる可らざる事、

八、婦人は今や智力に於て急速の進步を爲したるが故に、[illegible]

[illegible]十一日に至り[illegible]

[illegible]其長夜の眠より覺醒せんことを切望す、

○消費組合と婦人　英國婦人が盛んに政治運動をなしつゝあることは屢々報ずる所なるが、彼等が斯く公共の運動に興味を有するに至りしは消費組合事業の與る所大なりと云ふ、

△消費組合の最も發達せるは英國にして、今日にては英國内に於て殆んど一箇の獨立國の如き姿をなし居れるが、此組合に於ては婦人も男子と同じく出資の高に係らず平等の決議權を有し、加ふるに其事業は頗る婦人の才能に適せるより、婦人にして此事業に投ずる者非常に多く、而して或は其會議に列し、或は代表者を選擧する等常に公共の運動に訓練を受け居りしなり、然るに今や代議士總選擧の切に際して、彼等が盛んに運動をなしつゝあるは、實に其平常訓練の光を放ちしものと言はざるべからず

△吾人は日本婦人が一日も早く公共運動に趣味を有するに至らんことを切望する者也、而して此消費組合の如きは彼等を訓練し覺醒するに最も適切なる手段なるを信ずる者也、

如何にして社會主義者となりし乎

[illegible]

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

◎[illegible]軍人の結婚

石川旭山

△緒[illegible]言

[illegible]十九世紀の歴史中で、最も[illegible]なりし[illegible]國民をして一連[illegible]せしめ[illegible]しめた、併し[illegible]たる[illegible]動が[illegible]しむる軍人[illegible]、[illegible]を作つたであらう[illegible]の賭[illegible]を業と[illegible]巧[illegible]「[illegible]人!」[illegible]立てる、婦人は[illegible]人、[illegible]一分[illegible]、[illegible]と[illegible]ふ[illegible]る、而し[illegible]多く[illegible]行はれる、[illegible]トウ〳〵[illegible]人[illegible]に[illegible]てしまつた、[illegible]谷[illegible]つた。

[illegible]

△さて[illegible]ニツヒ家には[illegible]客が來る、何か山[illegible]話しの内に[illegible]食[illegible]へ[illegible]も一對の男女が寄り合ふて居る、其談話する所を聞けば輕佻浮薄、腐敗亂倫、[illegible]も其中の婦人が皆な有夫の婦なるを見ては實に驚かざるを得ない、一例としてワイマン中尉夫人[illegible]ルゲルト中尉との談話の一節を左に掲げ[illegible]「[illegible]ホントにアナタのは私に[illegible]めてばかり居て[illegible]知れないのです、私に[illegible]」[illegible]中尉「[illegible]何故なら、他の人にお換へなさいな」[illegible]夫人「アナタ其[illegible]眞面目でおつしやるのですか」[illegible]中尉「ホントですとも、サ、私はホントに[illegible]ますよ」[illegible]中尉[illegible]清新なる衣服や、[illegible]湖の邊に別莊も作り、[illegible]にしますよ」[illegible]中尉「[illegible]其費用は[illegible]私が[illegible]のです[illegible]」[illegible]好[illegible]事をはふて居ります[illegible]されて結婚したる夫婦なれば[illegible]此章[illegible]は一つ記して[illegible]べき事もある、そは[illegible]中尉とが私かに相通じて居るといふ事である、本章には唯だ此事をホノメかしておるが、後章に至つて明かになる

▲第[illegible]章 は「[illegible]ダンス」といふ標題で、兵營内[illegible]遊蕩に耽るの狀を畫いて居る[illegible]に軍人の倶樂部の一種で、即ち其所で戰時の[illegible]の様なものであらう、丁度九段阪上[illegible]自ら[illegible]る軍人等が、夜一夜舞蹈と[illegible]と男女の密通とに夢中になる[illegible]のである、而も此夜會が[illegible]長の命令により[illegible]のである、實に言語に絶するではないか[illegible]なる年少中尉がある、名をグライ[illegible]といふ、彼は舞踏に熱狂して居る人達を避けて[illegible]、[illegible]想に沈んで居る、[illegible]トロイ中尉が[illegible]想に耽て居る所に仲の好[illegible]大尉が來る「[illegible]トロ[illegible]あなた[illegible]の樂みなんじやないか、『實にそうですか、併し醜[illegible]、軍人も一般の市民より位の高いものだといふ[illegible]は到底此の改革は出來ません、今は二十[illegible]おりませんか、モウ中世時代は昔の昔[illegible]ありませんか、階級制度などはトックに[illegible]ならんのです、私は常に思ひます、貴[illegible]社會主義者の論議する所は少しも惡[illegible]ツ、シツ、聲を低く、君!」

[illegible]聲を高めたが、意地惡きボルゲルト中尉[illegible]會の内にもボムメル中尉とカーレ夫人の情[illegible]事を囁きつけた、男も女も、ダンスに耽つて夜の明く[illegible]

▲第[illegible]章 [illegible]第一章以來記されたボムメル中尉と[illegible]なた[illegible]ある[illegible]第一章に此名出づ[illegible]カ、探[illegible]て[illegible]ふ[illegible]、そ[illegible]、[illegible]に行[illegible]、[illegible]はボムメル[illegible]に訴へると言はれ[illegible]

[illegible]は[illegible]て、非常な[illegible]中に遂にカーレ夫人[illegible]に至[illegible]ある、[illegible]

▲第四章 は[illegible]路を取つて[illegible]なく[illegible]れしシュミツ[illegible]ロート夫[illegible]を對序して居る

△ロート曹長は金持の息子の一年志願兵から諸賂を取つて贅澤な暮し、そして賄賂を出さぬ兵卒を虐待する、或時其手で一人の兵卒を氣絶せしめ、其を正直なシュミツツに見られて茲に彼を邪魔物にし、遂に讒訴して免職せしむ、或同盟は呼で曰く「軍隊は人を堕落して却て非愛國者や社會主義者を造るのだ」

▲第五章 は假面舞蹈會で、軍隊の男女が[illegible]を凝らし、[illegible]を盡して、馬鹿げた遊蕩に耽り、金錢を濫費する、そして其れが總て男女亂倫の手段に供せらる[illegible]樣を書いて居る

△老若男女皆な舞踏に夢中となり、中にはシャムペンに泥醉せるも多く、何時もの樣に上を下へと騒いで居る、かゝる中にも人目を忍び脱け出て、[illegible]迫る戀の道、人の氣付かぬ木陰の闇夢に、[illegible]グは[illegible]のボムメル中尉の一件を知て居るので餘り入つたのがカーレ夫人とコルベルグ中尉、コルベル[illegible]い氣持もせぬが、唯だ此道に心を盡すカール夫人が手練手管に乗せられて遂ひカ〳〵と深入りした

△又た一對の男女、ワイマン夫人とボルゲルト中尉は、手を携へて主人の居らぬワイマンが家に入る、[illegible]ワイマンは未だカシノーで醉どれて居るのだ、二人はソツと一間に入り、夫人はマメやかに燈火を點ずやらコツフイを供するやら、やがてウツトりとしてボルゲルトに摩り寄つて腰掛けた、そして人なき[illegible]樣な胸を二人の手で[illegible]げて、如何にも嬉しそうに顏見合せたが、いつか二人は情話に融けて、燈火[illegible]に[illegible]た

△夜深けてワイマン中尉は家に歸る、夫人は彼れば[illegible]たる[illegible]して長椅子に熟睡して居る、ワイマン其眼顏にキツスする、夫人は驚いてキヤツと呼ぶ「お前はコンナに遲くまで踊りて[illegible]、[illegible]にも送つて貰はなんだか」「イエ入口までボルゲルトさんに送られましたの」「サウ、其では明日は[illegible]はにやならん、ナマリイ(下女)が立聞きして種々な事など言ひますものを寄せてコツフイでも出さなんだ」「けれどアナタ、その「ソンナ者は追出せばよい」「アヽ出すには給料を拂はにやなりません」「明日拂へヤ」「お錢を持て居ますか」「已れか」[illegible]話が進んで、夫人は貧乏生活の不平を鳴し、嫁入る時はコンナ貧乏は想像せなんだと口說き立てる、果ては夫婦で大喧嘩!

▲第六章 はカーレ夫人とコルベルグ中尉の[illegible]の顚末を記す

△カーレ夫人の[illegible]は誰言ふと無く隊中に知れた、其れかあらぬかカーレ大尉は他の聯隊に轉任となる、然るに夫人は獨り留まつて、某中尉の家に寄寓する、今は憚る所も無くなりて、彼女は繁々コルベルグと相引する、某中尉は憤りて、彼女の同居を謝絶する、彼女の放埓は遂に軍法會議にさへ上り、哀れやカーレ大尉は老の身を荷ふてコルベルグ中尉と決鬪するの巳を得ざる場合となつた、よし軍律の命ずる所とはいへ、固陋なる舊慣に迷ふて徒らに人生を傷ふとは何たる事ぞや、さはあれ氣の毒なるはカーレ大尉[illegible]彼は[illegible]に敗をとり、[illegible]水の泡と消[illegible]

▲第七章 [illegible]ゲルト中尉[illegible]、ワイマン夫人の貢[illegible]債、二人[illegible]まつて[illegible]手を[illegible]へて逃亡する

△けれども[illegible]、さなきだに濫費を強いられ[illegible]、とても月給位で足りや[illegible]ノー手形や高利の金[illegible]、今は何れも支拂命令を付け[illegible]、[illegible]の額も三度[illegible]度[illegible]に今度は說諭を加へて拒絶して來た

△ワイマン夫人も亦困まつて居る、嫁に來た時の持參金は疾に無くなる、其人はメカが中尉の身の上、自分の小使にさへ遣錢も付き兼ねるなり、脈々里の母親に迫つたが、之も度重なればそう〳〵は靡ぜず、さても此程[illegible]新調したる衣服の代價、矢の樣に來る呉服屋の催促、遂に期限が切れて執達吏が舞ひ込む、其れも眞人に知れて又た大喧嘩!夫人は家を飛び出してボルゲルトが住居に行く

△ボルゲルトは思案に暮れて煩悶懊惱、其處にワイマン夫人が這入て來て、「進退谷まつたから暫らく金を貸せ」といへば、「其れ所で無い、己れ[illegible]まつて、最早此處には居られぬ」との答、「イッソそうなら私を連れて逃げて下さい」と、夫人は掌を合せて頼む、そこで愈々逃亡と一決する、ワイマン夫人は嬉さにボルゲルトが頸に抱き着き「アー嬉い!!」

▲第八章 免職軍曹のシュミツツは或る工場の職長となり、遂に再生して社會主義者となる

△一年志願兵[illegible]軍隊内にも比類なかりし忠實のシュミツツは今は斷然心機を一轉して社會黨の[illegible]なる社(ビルラー)たるべく決した、而して或日勞働者の群衆の前に大演說を試み、當時社會の大問題たりし增稅案を罵倒して「是れ實に[illegible]、[illegible]、淫[illegible]な る軍隊と政府と貴族とを養ふ爲めなるが故に、國民は自ら窮乏を忍んで之に應ずる理由が無い」と論じ、非常なる喝采を博した

▲第九章 ボルゲルト中尉の逃亡に及ぶ

△種々取調の結果、ボルゲルト中尉の[illegible]化の度[illegible]、カシノーの金を使ひ込んだ事も露れた、サア其處で其金を取扱ふて居たケーニツヒ大尉も卯が[illegible]ある[illegible]といふ樣な嫌疑を受けて監禁される、そして軍事裁判に付せられた揚句遂に[illegible]を命ぜられた、彼が[illegible]なる[illegible]トロイは[illegible]として[illegible]と[illegible]て[illegible]した、彼は[illegible]論社會主義に[illegible]たであらう

▲第十章 因果[illegible]の[illegible]道の最期は遂にワイマン夫人とボルゲルト中尉とを襲ふたのである

△よし罪あるは罪とせよ、哀れ二人が身の上にも、虛榮の夢に迷ひ入り、心の行く[illegible]な[illegible]で、[illegible]に漂ふ浮舟の、いつか〳〵と契りの岸には結ばれても、さて彼女の情は未だ其處には[illegible]ず、吹き來る風の動かさば又た向ひの岸へ[illegible]である、ボルゲルトも亦た[illegible]に[illegible]むべきに非ず、罪惡に充ち、誘惑多き社會に入りし血氣の若者が、本[illegible]此處に至るも[illegible]れとこそいふべけれ、其罪は[illegible]な其社會にあるのである

△二人は佛國巴里に落ち延びて、當市有數の旅館に投じた、されば[illegible]へ來りし金錢は漸く消費し盡し、さりとて日陰の身なれば職業に就く事も叶はず、窮察に暮れし二人は今は[illegible]に迫まられて、互の口[illegible]は[illegible]び出した、而も元と深き眞面目な愛情が二人の間にありしに非ざれば、女心の[illegible]はワイマン夫人の口より[illegible]せられ、ボルゲルトは堪え兼ねて[illegible]然死を決し、而して彼れの手にピストルは取り上げ[illegible]に[illegible]、ア、[illegible]く、此の女と此の男とは、遂に[illegible]の血を[illegible]たのである、[illegible]絶なる哉

以上が「小兵營」の梗概である、結婚を論ずるに[illegible]は甚だ多數に上れる[illegible]あるが、[illegible]或は結婚の原因となり、或は結果となりて[illegible]象を作つて居るのである

△金錢結婚

『軍隊高利』と『金錢結婚』とは[illegible]係はる流行語である、

△軍人に對する世間の[illegible]自から[illegible]り、又た[illegible]て一般の女子や其父兄は軍人[illegible]上の[illegible]となすに至つた、[illegible]人[illegible]例として軍人は必ず[illegible]はイヅ[illegible]持、金があるに限つた[illegible]故に[illegible]『金錢結婚』[illegible]日本の婦人[illegible]ドウ[illegible]通!」[illegible]見[illegible]、[illegible]人を[illegible]、[illegible]女は[illegible]始め[illegible]は[illegible]行はれるのだ、[illegible]んと[illegible]るも[illegible]で[illegible]を極むるも、[illegible]乱れ[illegible]して斯く[illegible]に陥汚[illegible]

[illegible]いた、カーレ夫人も、ワイマン夫人も、コルベルグも、ボルゲルトも、[illegible]溺れた犠牲に過ぎぬ、又カーレ大尉やケーニツヒ大尉やシュミツツ[illegible]、如きは此[illegible]の爲めに向ふの岸に投げられたのである

△結論

吾人は[illegible]を主張する、是れ即ち位い[illegible]にする[illegible]を卑しみ、[illegible]い爲にする[illegible]的結婚を排するが故である、然るに[illegible]軍人は實に戀愛を金錢に[illegible]り、之[illegible]の女子は戀愛を階級の犠牲にした、而して其結果が遂に大堕落となつたのである、吾人は此書を讀んで而して日本現[illegible]に[illegible]として[illegible]れて大いに[illegible]る所のあるを得[illegible]

婦人問題概説

堺利彦

[illegible]

一 ●●●●●●

[illegible]

二 ●●●●●●

[illegible]

三 ●●●●●●

[illegible]

又或時代若しくは或地方の或民族の中には、族中の女子全體が族中の男子全體と結婚する事があつた。此場合に於ては、[illegible]男女が[illegible]なるのであつて、女子は[illegible]男子の[illegible]。是[illegible]。[illegible]家族を[illegible]ので、父系が[illegible]と思はれる。[illegible]女子の[illegible]と云ふ事[illegible]男子が[illegible]私有財産[illegible]、母系制[illegible]た、高尚なる男女の關係が行はれる時代と云はれて居る。然るに此夫婦制度なるものの、中心には、前にも云ふ如く、經濟的關係が嚴然として存在して居るので、愛情の如きは殆ど第二の問題として扱はれて居る。

昔、私有財産制度の發達するに連れて此財産の自由民と奴隷との二階級が生じたが、それと相並んで一方に男女と云ふ二階級が生じた。女子、其實、男子の奴隷となり了つた。それと云ふも畢竟は經濟上の權利が全く男子の手に握られたからで、女子は男子に依頼して其衣食を得、奴隷として主人に奉仕して其生活を支へるのであつた。其後、歴史の變遷に從つて武士と農民、資本家と勞働者と云ふが如く、此の間に大階級の形は變つたが、女子の男子に隷屬する有様は、終始一貫して變る事は無かつた。

そこで今日の社會には、一方に紳士と中民即ち資本家と云ふ[illegible]階級があり、一方に男子と女子と云ふ階級がある。而して平民(即ち[illegible])は常に紳士閥[illegible]に依頼して其衣食を得ねばならぬと同じく、女子も常に男子に依頼して其衣食を得ねばならぬ。故に今日の結婚なる者は、其名は如何に美なるも、其儀式は如何に[illegible]なるも、女子の爲には畢竟是れ衣食を得るの道である。其身を男子に賣りて衣食安全の地位を買ふのである。勿論、既に結婚した以上は、人間自然の愛情が其間に動き來つて、兩者の[illegible]夫婦關係を作り來たる事も少くは無いが、多くの場合には、其愛情は十分に現はれず、甚しきは[illegible]。今日の小説の如きは、[illegible]愛情と結婚制度との[illegible]したものではないか。[illegible]の如きは、皆此の[illegible]、經濟關係を中心とせる結婚制度と、人間自然の熱烈なる愛情との間に起れる、矛盾衝突の結果ではないか。

投かく結婚が經濟的なる結果として、妻なるものは殆ど他の財産と同じく、夫なる人の私有物となり、茲に貞操と云ふ義務が生じて來る。妻が貞操を守るとは、畢竟、其妻たる人が、自己に對する夫の所有權を認めた言葉である。貞操が女子にのみ責められて、男子に責められぬ理由は、即ちそこに存するのである。それで一夫一婦といふ名はあるが、一婦は一夫を守らねばならぬが、一夫は[illegible]一婦を守ふに及ばない。此に於て[illegible]業とする多くの婦人が生じて來る。[illegible]如きを[illegible]として[illegible]男子の[illegible]るが、[illegible]他の理由に依つて生じたものである。即ち今日の社會に於ては、中流以下の男子の多くは[illegible]結婚するの[illegible]、[illegible]一人の女子を養ふだけの餘裕を許されて居ない。此に於て彼等は[illegible]不自然なる[illegible]を[illegible]爲に、下等なる[illegible]されば[illegible]、之を賣る者より見るも[illegible]貧困の爲である。[illegible]制度は實に、多くの貧民を作り、今の資本家制度の社會に於て、[illegible]ある。

別に最近の現象として、女子の獨身にして職業に就く者が非常に増加した。獨身の男子が多くなれば、獨身の婦人も亦多くなるのは當然である。然るに女子の獨身は生活の地位を意味して居るので、結婚をせぬとなれば何か外に地位を作らねばならぬ。そこで女子の職業と云ふ事がやかましくなつた。斯くて男子にも女子にも、多くの獨身者を出す結果は、[illegible]野合となり、墮胎となり、或は[illegible]不自然なる[illegible]となり、或は[illegible]より來る[illegible]となり、或は其[illegible]趣味なる生活より來る[illegible]心となる。斯くの如き今の社會の[illegible]、抑へ如何にして[illegible]。

（四）●●●● 婦人の將來 ●●●● 平民主義

西洋には[illegible]といふ言葉が行はれて居る。[illegible]

[illegible]

平民社編輯

革命婦人

定價十錢　五月初旬發行

露國革命の祖母ブレシコフスキー[illegible]

發行所 [illegible] 平民社

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

◉婦人問題概觀（承前）

社會主義行はれて、女子が經濟上の獨立を得る事となれば、私有財産を中心としたる今日の婚姻制度は全く破壊し、結婚制度も亦從つて大なる變化を來すに相違ない。

（五）自由戀愛の説

今日の如く婚姻は、前に云ふ如く、女子は其衣服の爲に、[illegible]自由戀愛の説[illegible]

[illegible]

（六）將來社會の男女關係

然しながら吾人は茲に少しく將來社會の男女關係を考へて見ねばならぬ。

勿論、吾人は小なる思慮分別を以てして、數十百年後に於ける社會組織の細目を想像する事は、僭越と云ふより寧ろ無謀であらうが、然し又、大體の想像だけは、して出來ぬ事もない。

先づ吾々の自由社會に於ける男女は全く同等の地位に立つであらう。彼等は生産作用の上に分業を爲して居ると云ふ事の外、人間として、社會の一員として、何等の差別は無い筈である。彼等は各々其才能に從つて社會の業務を分擔するであらう。

吾々は、男子は外に働くもの、女子は内を守るものと極めてしまひ、學問技術を男子の専業の如くにして、女子は唯だ人性上、育兒と家事にのみ服すべきものであると云ふ。然し太古野蠻の時代に於ては、男女は體力の差異もなく、智力の差異もなく、相並んで衣食を求め、家屋を作つたらしく思はれる。して見れば何も男女の天性に關く大なる差異があるとは云へぬ。勿論、女子が分娩の前後に於て、心身の全力を其方面に用ゐねばならぬは、如何ともすべからざる事實で、其點よりして男子に依頼（若しくは屈服）する事となり、從て世間の分業上の事情習慣等よりして、漸く今日の如く男女間の大差異を來した事と思はれる。然しながら將來の女子が、いつまでも今日の如き者であると極めてしまふ譯には行かぬ。彼等が幾千年の壓迫より逃れて、其身心を自由に發達せしむる時、如何に男子と相並んで進むべきかを想像せねばならぬ。

[illegible]

それは兎にかく、將來社會の女子は、男子と云ふ儀に育兒器械と成り了りて滿足はせぬであらうから、自己の幸福の爲、又社會の利益の爲、各其才能に從つて諸種の業務を分擔するに至るは、蓋し當然の勢ひであらう。

扨、男女間に於ける業務の分擔はそれとして、次に結婚問題に移れば、先づ彼等は純乎たる戀愛に依つて相合するので、何も今日の如く政府の承認を經て夫婦になる譯では無い。又彼等は別々の業務を有し、別々の生活を爲し得るので、必ずしも常に同居するとは限るまい。尤も其愛情の結果として、多くの場合同居するではあらうが、又時としては別居して往來するの趣味を樂む場合もあらう。又事情に依り愛情の冷却した場合には、強いて永く其の忌はしき關係を續けるよりも、寧ろ早く相別れるを善しとする事もあらう。其場合、子供の事などに就ても、經濟上の不自由が無いので、今日の離婚の如き困難は決して無いであらう。斯くて彼等は只其愛情に從つて離合するであらうが、眞の愛情に依つて合したる者は、決して少ウ猥りに離れるものではあるまいと思ふ。そこで吾人の信ずる所に依れば、自由戀愛の結果は、何等の束縛に依らずして、自然に永久なる一夫一婦制度を現出するではあるまいかと思ふ。只其間に於て所謂片思ひの失戀者を出だす事は、（勿論今日の如く多くはあるまいが）猶幾分か殘存するであらうと思ふ。

（七）結論

吾人の見る所、大略斯くの如し。然るに世の婦人論者が婦人の地位を高めんとするの方策を聞くに、曰く女子教育を盛にすべし、曰く女子に職業を與へて獨立せしむべし、其外には何んにも無い。こんな事で婦人問題の解決が出來たと思ふとすれば、吾人は實に其お芽出度さに驚かざるを得ぬ。

先づ女子教育、是れ結構には相違ないが、今日の如き教育が果して能く婦人の地位を高めるであらうか。吾人は曾て女子大學の運動者を見て、是れ豈に今の紳士閥の爲に新式の藝妓を養成するものではない乎と、心ひそかに思うた事である。今の女子教育は男子の爲に一層便利なる女奴隸を作らんとするのでは無い乎。斯く云へば、女學生諸君或は其柳眉を逆立てて怒りたまふか知らねど、是れ争ふ可らざる眼前の事實である。今の社會は諸君を驅つて、衣食の爲に其一身を男子に賣らしめ、地位の爲に男子の玩弄たる事を甘んぜしむるのである。吾人は諸君を侮辱せんが爲に此言を爲すのでは無い。吾人は之を憤り、之に泣くが故に、敢て此の矯激の言を發するのである。

次に女子の職業、是亦結構に相違ない。然しながら、一女子が新に一職業を得るは、一男子が其の古き一職業を失ふ事を意味するのである。女子の職業が世に歡迎せられるのは、決して世が女子の爲を思ふからでは無く、只資本家が賃銀低き勞働者を歡迎するだけの事である。見よ、男子の失業者が増加するにつれ、其結果は、多くの男女の獨身者が、其寂寥にして悲慘なる生計に泣くのみの事である。故に吾人は敢て婦人諸君に勸告す。女子教育も可也、女子の職業も可也、然れども眞に婦人を根本より解決せんと欲せば、先づ善く自己の憐むべき境遇を自覺して、必ず此社會主義に來らざる可らず。

◉桃紅李白

◎下婢問題の解決　今下婢の騷擾を[illegible]

[illegible]

◎女の上方　[illegible]

[illegible]

◉社會主義大演說會

來る廿六日午後六時半より神田區[illegible]に於て開會[illegible]

木下尚江　石川[illegible]　[illegible]

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

◎社會主義と婦人運動

[illegible]

△[illegible]●●●●●●●●[illegible]治安警察法第五條にかい、日本の婦人は政社に加入し及び政談演說會に參[illegible]。[illegible]會をも傍聽し、新聞紙をも讀み、選擧運動をも[illegible]居る今日、十ン政談に入つてはならぬ、政社に入つてはならぬと云ふのは、殆んど理解の出來ぬ[illegible]です。そこで我々社會主義の婦人は、[illegible]を要求する爲め、婦の進歩思想を有せる[illegible]、今年一月、婦人六百餘名の連署を以て、[illegible]請願書を提出しました處、さすが衆議院は[illegible]に理由あるを認め、之を可決して政府に[illegible]いたしました。今年冬には更に請願も致し、猶他に[illegible]提出をも運動する筈です。

△[illegible]●●●赤[illegible]同志の婦人中には、是まで「平民[illegible]」[illegible]など賣りあるき、若しくは「社會主義の[illegible]」などを賣りあるく方々もありましたが、先頃より更に社會主義婦人[illegible]といふを作り、五人、十人、打連れて市中市外に出て、種々[illegible]さうとの計畫もあります。[illegible]を數ずので、現々[illegible]相手にして[illegible]小[illegible]。[illegible]（[illegible]）

●結婚は唯金に由る

（エンゲルス著「家族制の起原」の一節）

△今日に於ける婚姻法に二樣あり、天主教國に於ては今猶昔の如く親たる者其子の爲めに配偶を擇ぶ、其自然の結果は一夫一婦制に免るべからざる自家撞着の淫風盛に行はる、即ち男に在りては蓄妾、女に在りては姦通是れ也。新教國に於て中流の子弟は其妻を擇ぶこと較々自由なり、故に其婚姻には若干かの戀愛含まれざるに非ざるも、而かも此亦毎に財產の事の爲めに拒げらるゝを免れずして、竟に新教的僞善に終る、但蓄妾姦通の行はるゝこと天主教國に於けるが如く頻ならずと雖ども、而かも人は如何なる形式の下に[illegible]其結婚せる前に比して別に加ふる所ある者に非ずして、[illegible]新教國の[illegible]は多く狹量なるが故に此新教の一夫一婦制は[illegible]と見るべき者にして、[illegible]なる互に相[illegible]のみ、銘打たれし夫婦間の[illegible]に過ぎず。

△此等二樣の結婚を最もよく反映せるは小說にして、天主教代表としては佛の小說、新教代表としては獨の小說あり、此二者の小說は其得る所を異にす、獨の小說に於ては男が娘を得、佛の小說にては夫が角を得るなり、此二者孰れが[illegible]を論ずべきものに非ざらん、故に佛の小說が獨の狹量なる讀者によりて不倫のものなりとして斥けらるゝ如く、獨の小說は佛の中流社會の爲めに乾燥無味なりとして厭はるゝ也、但近來に至りては伯林亦世界的となれるより、蓄妾と姦通の事に怯々ながらも筆を着くるに至れり、而して此等の事は既に早く同地にて珍らしからぬ事となれる者なり。

△其何れにもせよ、婚姻は其當事者以外の四圍の爲めに制抑せらるゝを免れざるが故に、毎に因襲的たらざるを得ず、此俗習は明かに男女を賣淫たらしむる者なり、而して殊に婦女の方其然るもの多きを常とす、但其娼婦との相異は商品の如く時間によりて金の爲めに身を賣らざるのみ、然かも猶奴隷として之を賣り、一たびすれば即ち永久なる奴隷として賣るなり、フーリエーの語は此の如き習俗的結婚を寫し得て妙なり、曰く、文法に於て二つの否定は一の肯定をなす如く、結婚の倫理に於ては二つの賣淫を一つの德として云ふと。

△此の如くにして男女間の眞性的愛情は唯今日の下流社會にのみ存し、又存し能ふのみ、其關係が政府の公認を經たると否とは論ぜずして可也、蓋し一夫一婦制と其男子の權力とは財產の保護と世襲との爲めに起りしものなるが故に、[illegible]には此の如き必要を感ずることあらざるが故に、一夫一婦制●一切[illegible]的約束條件の上に存せず、且夫れ男子の權力を保護する民法は有產者なる階級と、其下流社會との交渉の上にのみ適用さるべきものにして、而して其法たる[illegible]的の性質のものたるを以て、勞働者の如き貧困なる者に對しては其妻との關係の上に全く無意味たり、從つて此等の者の個人及社會的狀態は全く別樣ならざる能はず、且近來大工業の起りしと共に、女子亦職業を得て家を去つて工場に働くが故に、下流社會に僅に剩せし男の權力之が爲めに全く地に墜ち、今はたゞ一夫一婦制の發生以後其習となれる女子に暴力を加ふるの一事を存するのみ。

△此の如きものあるが故に下流社會の家族にも亦最早嚴正なる一夫一婦制存せず、茲にも亦一夫一婦制に伴ふて蓄妾と姦通と[illegible]せずして行はれ、婦人は實際上離別の權利を得、もし[illegible]せずんば寧ろ相別るゝを敢てす、之を要するに下流社會の結婚も言語上には一夫一婦なれども既に其歷史的意味を失へる也。

△法律家或は曰く、立法の進步は絕えず婦人の境遇の悲慘を輕減しつゝありて、民法の今日の制にては結婚を法律上認定されんには先づ兩者の任意の承諾に成れる契約ならざる可らず、又夫婦としての兩者の關係は同一の權利と義務との上に立たざる可らずして、此等二條件にして理論上強制さるれば、婦人の望みは盡く[illegible]へられたるもの也と、此の如き純法律的立論は恰も猶彼の、兩者間の勞働の契約が兩者の任意に成さるゝものなりとすると等しく、其任意なる者は只法律が紙上に對等の條約を書下したるを謂ふに過ぎずして、階級の高下より生ぜる一者の權力、此に伴ふ他階級の壓伏、兩者の實際の經濟的關係等、凡て此等の事は法律の相關せざる所也、更に之を言へば一者が明らさまに其權利を拋棄するに非ざるよりは、契約上の條件には兩者同等の權利を有するを得べきも、經濟上の位地が勞働者をして其平等の片影をすら[illegible]ざるを得ざらしむるは是れ法律の關知する所に非ず。

△婚姻に於ても亦此の如く、最も進歩せる法律と雖ども形式上兩者が其合意を表せしを以て足れりとする也、[illegible]知る可からず、其生活の現實狀態の活動の如何なるや、其合意も如何にして[illegible]たりしや、其以後の狀は如何なるべきやは法律と法律家との看得ざる所なるも、然れども簡單なる法律上の比較は此合意が實は如何なるものなるやを法律家に示すに足らん、例之へば佛法の[illegible]、及獨逸等の如きに於ては、[illegible]の部分は其子に相傳し、決して其相續權を奪ふ能はざるが故に、其子は結婚に當り必ず父母の同意を要す、之に反し英法の國に於ては結婚の法律上の資格として父母の同意を必要とせずと雖し、而れども父母は其財產を何人にも遺し得、其子に[illegible]ることを得るなり、故に遺すべき或財產を有する階級に在りては英米と雖も佛又は獨に比して少しも[illegible]の自由をより多く有するに非ず。（完）

●一萬八千の女教員

[illegible]川[illegible]生

[illegible]

諸君は何が故に小學校教員たらざるべからざるや。何が爲めに教育學、心理學を學ばざるべからざる[illegible]

[illegible]學問するものに外ならざる也。而も憐れむべし、諸君が[illegible]教育しつゝある彼の可憐なる兒童も亦食はんが爲めに[illegible]も夜等も獨立して食ふこと能はざるが故に、食はんが爲めに[illegible]なき資本家制度の思想に默從して悲しむべき隷從教育を授受せざるべからず。……榮譽なるかな教育事業

…此の如き教育事業に對して教員志望者は年一年より多く、過去五年間に於て全國女教員の數は倍額として二倍以上に增せり、吾人は此現象を以て強ちに女子が滔々[illegible]薄なる虛榮心にのみ出づるものとして輕視せず、少くとも婦人の生活問題に於て切實なる地歩に到着したるものとして深き同情の念に堪へざる也。吾人は[illegible]の羈絆より女子を解放するの一手段として、諸[illegible]

[illegible]

明治卅年度末[illegible]

[illegible]

●探偵さんとお花見

[illegible]から、私は松岡さん[illegible]

[illegible]

●社會主義婦人講演

五月七日午後二時より[illegible]會費金五錢[illegible]

[illegible]

さくら宗吾

（中）　　そろり

[illegible]と云ふと、[illegible]代の家[illegible]公[illegible]此人は此寺の時[illegible]仁君と云はれた人[illegible]、何處か仁君[illegible]らない。

[illegible]、其年の一[illegible]元年の十二月二十日に父君[illegible]公の御法事をされて、今の上野の寛永寺へお參りに成ると云ふ觸出しを[illegible]られた。之を[illegible]成りと云ので、えらい[illegible]かし[illegible]で、[illegible]の人[illegible]な火を焚ない、即ちお[illegible]を[illegible]る事が出來ない。民[illegible]にするかケラない[illegible]見[illegible]出來ない。江戸市中、[illegible]平民さ、[illegible]軒の主人丈が羽織を着て、家[illegible]敷の上に平伏して、それも頭を揚て見ると目が潰れると云ふので、疊敷を舐る樣にして息を殺してお通りに成るのを拜して居る。[illegible]猫の兒も外に出さない彼な内の[illegible]に成つて、咳もクシャミする[illegible]出來ない、小さく〱極小さく成つて、[illegible]如くに成つて、御通[illegible]を待つて居る。

[illegible]は[illegible]九日の晩から、[illegible]の坊[illegible]出て[illegible]、[illegible]の[illegible]を[illegible]にし[illegible]と云ふのは[illegible]光公の、即[illegible]此[illegible]坊主の大將よ、[illegible]院の大僧正であつたが、此人の[illegible]の中間に、或[illegible]居つた。若し此大僧正が同情の人でなかつたなら、如何に怪物でも御靈屋に入る事など[illegible]出來なかつたのであると、[illegible]で下[illegible]立つた。

さて當日（廿日）の將軍樣は如何かと云ふと、あさ早く起られて、[illegible]月代をされて[illegible]に[illegible]される。其中に今の[illegible]に[illegible]大[illegible]の[illegible]、[illegible]チーンと振ると、[illegible]の[illegible][illegible]し、何[illegible]ヤタラに[illegible]しか[illegible]か其上に[illegible]れる[illegible]之を[illegible]として、一人[illegible]什[illegible]て「上[illegible]」、成らされ[illegible]ア[illegible]一[illegible]る。スルと其[illegible]の[illegible]から、[illegible]付から、遙かに上野の[illegible]門まで[illegible]に傳へられて、足のある[illegible]な者[illegible]へ遂に寛永寺の本坊へ傳へる、本坊から又たお靈屋へ傳へると云ふ[illegible]に成る。さふすると、僧俗[illegible]と水を打つた[illegible]だ。

[illegible]出られた[illegible]軍樣は、大變綺[illegible]なお[illegible]召して、[illegible]後從、多くの諸[illegible]せられてお成りに成るのだ。それが上野の[illegible]へ來られると、道の左右に[illegible]いて居る者がある、之は根來御家人とか云ふ者で想な[illegible]。

乃て其前を通過された將軍樣は、遂に上野の山内へ參られ、お輿を降りて先づ本坊に立寄られ、宮樣に御面會があつてホンの暫時休憩せられて、それから愈々お靈屋へ參られるが、實に其時の威儀と云ふ者は凄まじい者で、何處ともなく、[illegible]性に怖れ多く、物體なく、あり難く[illegible]〱も神樣の樣で、必らず〱侵す可らざる者である。若し夢にも侵さうとでもした者があつたら、忽ち八裂にされる[illegible]も知れない。怖しい者。

今やお靈屋の内陣で、音頭取の圓珠院殿か、チイーンと[illegible]を鳴すと、それに作れて[illegible]一[illegible]に讀經を始める。スルと其[illegible]い若い將軍樣が、段のお上下の[illegible]をこや〱と鳴して進まれ、始めて朱塗の階段に一足かけられた。あゝ此一刹那であつたか――御さります――と迄は云得なかつたが、俄然「お願ひが」と絶叫して、[illegible]の下からヌッと出た物がある。烈しく震へる手で、願書樣の物をさし出して、將軍樣を[illegible]かせた。實に是[illegible]代に回ひ大[illegible]であつた。

[illegible]なく豪い者い筈である將軍樣も、此[illegible]唐突であつたから、其えらさか少し許り失せて、非常に驚され樣て、まさかキャッと云つて飛上りもされなかつたが、慥かに掛られた第一のお御足を飛下られて、恐れ多くも其怪物の顔をキッと見られると、色は青ざめ目は落凹んで見る影もない。

將軍すら此一驚を喫せられたのだもの況してお供の衆が驚かざるを得ざらんやだ、何れも吃驚仰天して、殆んど手の舞足の踏度も知らんであつた。が、それはホンの鳥渡の間で、其怪物が何の怪物でもなく、一見詰らない平民の男であると知れたので、將軍樣が一番に常の豪ひのに成られると、お供の衆も皆いつもの豪ひのに成られて――上樣これを射さしむとあるを、忠盛は射ず、油坊主を手づらまゝにした程の勇氣を現らはし、各々それを[illegible]補に仕樣とせられたが、若年寄の戸田采女の正と云ふ殿樣は手も下さず大音を揚られ「何奴ぢや、コラ、お場所柄をも憚らいで」と叱咤された。さふする中に近臣等がばら〱と掛つて、[illegible]も以て其男を撲り倒して、シカモ頭も手も足も滅茶〱に押え付けて、身動もさせない、如何も仰山な騒ぎだ。

時に戸田君は再び聲を掛けて「コラ名を申せ、何者ぢや。能々の事ではあらふが、何ゆゑ上を驚かし奉つた？」下の何が少し同情を寄せられたに聞える。で近臣は其男を引起して、遠く拉し去つて押据た。男は撲り倒されて、砂利に眉間を擦剝て血が流れる。泥だらけな青顔に涙を流して「唯、唯、吾は下總の者で、印旛郡公津村岩橋の者で、村の束をする宗吾と云ふ者で、御領主樣の――堀田上野の介樣の百姓で御さりまする。御領二百二十九ケ村の百姓が、十一年の間おそろしいお取立に遇まして、今はハア何とも致し方が御ざりませんので……御大老樣に御願訴まで致しましたが、それでも叶ひませんので、わし百姓一同に代つて命を捨る覺悟で以て、恐れ乍ら公方樣にお直訴の致しましたので、委細は之に書いて御ざりまする、唯、唯」

將軍は熟聴れて「采女、其願書を取上えさせよ」眞に之が鶴の一聲だ。

梭の音

樋口麗天

晩鴉の　噪ぐ　森の蔭
煙も　細き　賤が屋の
緣の　小暗き　窓の内
ひとり　處女の　梭を織る
暮るゝ　日影に　伴ひて
梭の音　高く　聞こえけり」

親の　許し　其人は
妹背　結ぶに　さきだちて
兵に　徴され　遠き空
こゝに　眠むる　日の久し
暮るゝ　日影に　伴ひて
梭の音　急はしく　聞こえけり」

外　百萬の　兵動き
戰の　近さに　起こらんと
噂の　高う　なるにつれ
處女の　胸の　浪荒るゝ
暮るゝ　日影に　伴ひて
梭の音　微けく　聞こえけり」

噪ぐ　心に　糸みだれ
櫛もて　筋を　たゝせども
もひさき　胸の　むすぼれつ
解く術　知らに　うなだるゝ
暮るゝ　日影に　伴ひて
梭の音　とだえて　聞こえけり」

入相の　鐘に　誘はれて
森の　鴉も　靜まりぬ
破れし　窓の　影暗く
處女は　機に　うつぶしぬ
暮るゝ　日影に　伴ひて
梭の音　聞こえず　なりにけり」

平民社より

枯川生

人は一の理想を有し、一の主義を立つる者、之を其身に體現せざれば、其理想に光り無く、其主義に力が無い。孔子、釋迦、基督、各其人格を以て人を動かし、後世を照して居るのは[illegible]、[illegible]聖人君子を渇仰して[illegible]から、人格の權威たる教祖の如き者を有して[illegible]。其代り、其小團體の中、大結合の間、[illegible]の道に於て、各人の人格の上に、常に[illegible]、此理想の片影を示す所が[illegible]てはな[illegible]。此に於て平民社の生活にも多少の[illegible]が生じて來る。

△平民社には最初堺君の一家が住込んで、予等數人は外から通つて居た。其時には、下は事務所、二階は事務所と云ふ風に別れて居た。次に幸徳[illegible]、[illegible]引越して、西川老夫婦が平民社の[illegible]を引受、西川、石川、神内[?]、神崎等の諸君が社中の[illegible]となつた。既に久しく父母の家庭を離れ、[illegible]未だ自己の家庭を作らず、[illegible]の[illegible]に[illegible]諸子は、謹嚴なる西田老翁と[illegible]なる西田老媼とに依りて茲に多少の慰藉に接し、平民社は是よりして一箇の家庭の形を成した。

△然るにお[illegible]、妻を失ひ、女児を人に托して[illegible]たる予は、[illegible]の身となりし予は、亦自然に此平民社の家庭に投じて、其家族の一員となつた。

△去年冬に至り、[illegible]西川老夫婦は故あつて此家庭を去り、[illegible]文子氏、之に代つて平民社の[illegible]を引受けた。今年二月[illegible]、延岡[?]露子氏が亦[illegible]より來つて此家庭に投じた。平民社には[illegible]に春が來た、花が咲いた。

△[illegible]平民社の花は内の庭なる梅と櫻[illegible]ちやない、社員社友の細君達、同志友人の諸嬢諸夫人、其[illegible]あり、[illegible]牡丹もある、菊もある、桔梗もある、[illegible]な[illegible]緒にして、百花亂れ咲くと云つても善いのである。[illegible]是等の花の間に、遠近の同志が來往して、[illegible]新春に吹かるべく、或は社中の[illegible]を助くべく、或は永き運動の[illegible]をこゝに養ふべく、[illegible]こゝに憩ふべく、蝶の如く、鳥の如く、常に此家庭を賑はして居る。

△電車の響、ナアの臭、家の狹さ、庭の狹さ、設備の不足、器具の不完全、數へ立てれば色々の不快も無いでは無いが、兎にかく我等はこゝに多大の慰藉を得て居るのである。

△思に少しく深く考ふれば、[illegible]の人、[illegible]の人、[illegible]の人、[illegible]の人、見棄の人が相寄つて、[illegible]同志、[illegible]た同志、せめて纔かに相慰めるが如き此家庭である、これでも浮世の束縛と習慣の[illegible]から逃れ[illegible]居る所に、亦一種の自由と滿足とを感ずるのである。

△此の不自然なる今の平民社の家庭が、他日更に數段の發展を成し遂げて、例へば[illegible]山畑の花園の中の[illegible]の下に、露清き[illegible]に盛られたる紅き玉の[illegible]ちごを、同志、友人、老人、小兒、[illegible]喰ひながら我が[illegible]の[illegible]、昨日を語り明日を計るとおふ如き、[illegible]理想の片影を宿したる小社會を見る事は、到底出來ないであらうか、諸君。

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

同志の運動

▲東北傳道行商日記　荒畑勝三
(千葉縣八日市場より)

四月五日、正午平民社を出づ、櫻の蕾がふくらむ[illegible]濱田の堤をさして千住に達す、渡船中に職人が三人「[illegible]の爲め仕事が出來ねエ」とこぼして居た、直言を與へ社會主義を說いたら非常に喜んだ。小學校を二ヶ所訪うたが何れも拒絶、[illegible]なる江戸川を渡り市川に入る木賃宿に車を曳き込んだのは六時過であった。△六日、九時市川を發す學校寺院醫師役場等處々を訪問したが皆な謝絶、夕刻に千葉町に入り、雨を冒して木賃宿を尋ねて居ると巡査が見て親切に教へてくれ[illegible]上本まで買ふて吳れた、宿の湯に入ったら臭いやら汚ないやらで閉口！△七日、同宿の羅宇屋下駄屋等は早朝から出かける、僕は車に油を注いで居る所に一人の男が來て「駐在さん(巡査)の事に頼まれたが本を下さい」とて入門を一冊買ふてくれた、中學校、師範學校、醫學校等を訪問したが[illegible]生徒も敎員も居ない、[illegible]羽衣會の島田氏を訪ふたが出京中にて不在、[illegible]の白鳥氏、[illegible]の吉田氏等を訪ふて行商し、夜は以前の宿屋に泊る、昨日の巡査が平服で來たので大に氣焔を吐いた、其後に[illegible]巡査が來て種々尋問して行った△八日、早朝[illegible]に向ふ、道路惡しき爲め困難を感ず、途中或村役場で十二錢の家屋[illegible]した者の名が二人公告されてあった、砂利を敷いた坂を下る所に車を覆して了って實に泣きたい樣であった、夕方東金町に入り土屋氏を訪ふ、夜同氏の宅で小集を開き講話をした、此の夜は此所に厄介になった。△九日、朝東金町の[illegible]や附近の同志を訪ひつゝ行商した、夜は同町の福音敎會で說敎の後で「文明と貧困」に就て話した。△十日、鳴濱村に同志海保氏を訪ふべく[illegible]氏の宅を辭す、途中松茶屋に二三人集り居たので[illegible]入り込んで話を與へ主義を說き、又た松林で休んで居ると車を見た二人の男が來た、主義の話をしたら喜んで本を一冊づゝ買ふた、海保氏の家に着き、車を預けて一里も隔った片貝村に行商した、九十九里の濱を傳ふて歸る[illegible]の色、悲むが如き浪の聲、僕は[illegible]此の日は[illegible]如き壯烈なるもので[illegible]

[illegible]

▲甲信傳道行商日記(三)　原子基　深尾韶
(平民社にて)

十日、待ち設けた幻燈映畫が漸く出來上ったので午後一時に平民社から赤車を曳き出した。途中青山學院へ寄ってそれから代々木村の坂路へ掛った時、ドウしたのか突然車が轉覆して深尾生は二三間飛び出さる、新調の箱車は損じる、ドウも幸先がよくないと二人して苦笑した。此夜は代々幡村の木賃宿泊り。△十一日、餘り賣れないのでヂャ[illegible]りながら北多摩郡調布町布田まで來た。幸ひ此處には二三の同志があッたので其お蔭、今夜は立派な宿へ泊ることが出來た。△十二日、[illegible]府中町に着いて色々奔走して見たがトウ/\無效に歸して了った。おまけに宿で二軒ほど斷られ三軒目で漸く木賃宿に泊ッた。細雨がビショ/\と降り出した。△十三日、朝、畑眼科醫院の分院を訪ねて行商し、それから立川、八王子方面に向ッて出發したが後から高等視察の巡査が一人來て署まで來いといふので一所に府中警察署に出頭した。スルト驚いたではないか、僕等の行爲が公安に妨害あるものと認めて僕等を一日間檢束し且つ車、幻燈器械及映畫一式、書籍、[illegible]などを三十日間領置するといふことだ。餘り亂暴だから種々抗議を試みたが勿論無效であッた。此夜はオカミに御厄介を掛けて誠にお粗末な樣であッた。△十四日探偵二君に送られて手持不沙汰に平民社へと逆戻り、實に面目次第もない。△三日間に於て宿舍の一室を借りて幻燈會を開いたこと二回、書籍を賣ッたこと二十五册、甲信行はモノにならずに一先づ終りを告げ、政府のオカゲで天晴れ男二匹の失業者が出來た。△予等の爲めに多大の同情を寄せられたる諸君に謝す、されど諸君、社會主義の大原則は二人の職を奪ひたるが爲めに躊躇するものに非ず、社會主義の大運動は赤車を沒收せられたるが爲めに躓踏するものに非ざる也。

▲社會主義研究會(平民社)

去る十六日午後六時開會、來會者約六十名、何時に無く會衆の間に殺氣を帶びて居た、蓋し近時[illegible]の[illegible]民が[illegible]出した現象と見るべきか、先づ石川氏は「仁愛の心と正義の行」てふ講話をなし、次に木下氏は「男女生を[illegible]論ぜる共通の點」[illegible]、休憩の後、白柳氏は「未だ日本には來らざるも、將來必ず社會の大敵となるべきものなり」とて、社會哲學上の反對論を紹介し、之に反駁を加へた、其より深尾氏の傳道行商被害談、熊谷氏の傳道隊被害談等あり、來會者は頗る激昂した、例により社會主義の歌を謳ひ、大鼓を叩いて散會せしは十時であった(大王生)

▲社會主義研究會(大阪平民社)

四月十五日午後七時開く、待って居た三宅君と管野女史とが見へぬので何となく物足らぬ心地はしたが、會する者すべて二十名其中熱心に研究せんと志す人々の多く見へたのは甚だ愉快であった、最初に森近生の「[illegible]經論」の講話あり、次に高尾君が失業者問題即人間題に就て所感を述べ、此二人の說に就て妙な反對的質問ありて之に答へ、階級鬪爭及生存競爭に就き二三の議論が出た、其中十時を過ぎたので議論の續きは宿題として閉會を告げた、思ふに今後は益々賑ふことであらう、いやそうなくてはならぬ△次回は五月一日午後七時、當日は萬國勞働者の紀念日とか云ふ話だから少し外國の面白い事の話が聞きたいもんだ。(赤人)

▲傳道隊の片われ　吉田民藏

十三日午後、京橋警察署に引致された諸君を見舞ふて予は今日の傳道隊の精神を貫徹すべく上野に向ふ、先づ停車場に入りて隅から隅までチラシを配布し、山に上りて銅像の前、清水堂、三宜亭と撒き行くに、花見人は曰く「ヨク何所へも出るな！」東照宮の前より櫻津へ出で、再び廻って博物館前より竹の臺へ通り、一面に撒きつゝ三枚橋に來りて廣告屋と差向で此處にも數百枚をまき、將に歸らんとする時賀公來りて下谷署に同行を求む、今宵かす、乃ち[illegible]數名來りて[illegible]後左右より腕力を以て余を[illegible]し去る、署長曰く「今後如何なる人が、如何なる處に於てするも、苟も社會主義に關する印刷物を配布する者は皆檢束せん」と、オドウしても太陽が照らす社會とは思はれない、解放されたのは寒い機じい夜の十二時！

▲社會主義演說會(常陸楠岡)

陰曆三月の節句と云ふ日に林村青年同志會の發起で社會主義の演說會は開かれた、聽衆は無慮三百名に上り滿堂正に裂けん許りの勢であった、平陳三郎君によって開會は告げられた第一席に小木曾究君、社會主義とは何ぞやと題し主義の主張及其誤解より說き起し論新社會に及ぶ續いて余は革命と大自覺に付て凡そ一時間許り論じた、平君再び起ち閉會を報ずるや殘りし聽衆五六十名は車座を作して質問を始めた余等二人は出來得る範圍で不十分ながらも說明した角の方に腕を拱いて默想して居た一人[illegible]を進めて心配そうに而も熱心に訪ねて曰く「一こんなよい主義を何故政府は迫害するのだろう」散會して歸途に就いたときはもう日も筑波の山に沒し入相の鐘の音幽かに聞ゆるのときであった(市村[illegible])

▲函館平民倶樂部小集(第五次)

去る七日函館[illegible]會に開く、來會者少なかりし故、此日は雜談に止めしが、互に隔てなく面白く語り合ひて午後十時散會したり、次回は來る廿一日同所に開會の答(一平民)

▲信州神川村讀者運動會

△日時　四月二十六日(雨天なれば卅日)
△場所　坊主山頂上に於て
△會費　二十錢
△餘興　十錢投票、福引其他
可成多數諸君の來會を望む

▲社會主義婦人會(下之關)

下之關の婦人の同志は社會主義婦人會を組織して、西之端町武藤かれ子姉の宅に其の本部を置きましたが警察の干涉きびしく武藤氏の營業まで停止せん許りの壓制故、今は精神的團結にしてこの福音の種子を蒔いてをります、又一人の姉妹は小さな日曜學校のやうなものをこしらへて、日曜の午後から十四五歲までの少年少女を集めて社會主義のお話をなしてこの傳道に力めてをります

▲岐阜社會主義談話會

山田濱梅が來るとの報に接したので、例會を繰りあげて十一日談話會を開く事にした、當夜出席者十一名、濱梅先づ「社會主義と自由競爭」「社會主義と國際競爭」「社會主義と潛能力」に就て所謂識者之誤解を駁し、約一時間の談話を試みた、あとで色々な質問が出た、主として社會主義實行の方法手段に就てであった、茶話に移りてより談は大に自由戀愛、結婚、離婚等の問題に進み十二時まで快談した東京の樣子を聞いて骨鳴り血湧くの感に堪へなかった(恩雲生)

君死にたまふこと勿れ
旅順口包圍軍の中に在る弟を歎きて　與謝野晶子

あゝをとうとよ、君を泣く、
君死にたまふことなかれ、
末に生れし君なれば
親のなさけはまさりしも、
親は刃をにぎらせて
人を殺せとをしへしや、
人を殺して死ねよとて
二十四までをそだてしや。

堺の街のあきびとの
舊家をほこるあるじにて
親の名を繼ぐ君なれば、
君死にたまふことなかれ、
旅順の城はほろぶとも、
ほろびずとても、何事ぞ、
君は知らじな、あきびとの
家のおきてに無かりけり。

君死にたまふことなかれ、
すめらみことは、戰ひに
おほみづからは出でまさね、
かたみに人の血を流し、
獸の道に死ねよとは、
死ぬるを人のほまれとは、
大みこゝろの深ければ
もとよりいかで思されむ。

あゝをとうとよ、戰ひに
君死にたまふことなかれ、
すぎにし秋を父ぎみに
おくれたまへる母ぎみは、
なげきの中に、いたましく
わが子を召され、家を守り、
安しと聞ける大御代も
母のしら髮はまさりぬる。

暖簾のかげに伏して泣く
あえかにわかき新妻を、
君わするゝや、思へるや、
十月も添はでわかれたる
少女ごころを思ひみよ、
この世ひとりの君ならで
あゝまた誰をたのむべき、
君死にたまふことなかれ。

(「戀ごろも」より轉載)

新刊紹介

▲日本之小學教師(七の七六)　神田表神保町國民敎育社
▲法律新聞(二[illegible])　日本橋本銀町其社
▲東洋哲學(十二の四)　小石川原町哲學館
▲帝國文學(十一の四)　京橋區[illegible]國文學會?
▲日本之家庭(一二)　芝區[illegible]日本家庭協會
▲婦女新聞(二五七)　牛込[illegible]町其社
▲[illegible](二二四)　芝口二ノ三[illegible]本社
▲[illegible]　神田[illegible]小川[illegible]
▲[illegible](二八)　京橋[illegible]
▲[illegible](二二)　[illegible]
▲外交[illegible](八の四)　[illegible]
▲文庫(廿八の[illegible])　[illegible]
▲中央[illegible]報([illegible])　[illegible]
▲新[illegible](十の四)　[illegible]
▲[illegible](二)　[illegible]
▲[illegible](一八一)　[illegible]
▲[illegible](八九)　[illegible]
▲[illegible]　[illegible]

◎木下尚江君小說
(注文は平民社へ、郵稅不要)

火の杜　金拾五錢

良人の自白　[illegible]

[illegible]

◎西川光次郎[illegible]

土地[illegible]有論　拾錢
富の壓制　拾錢
マルクス(品切)
社會黨　拾五錢
ジョン、バーンス　五錢

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

新派俳優藤澤淺二郎君序文
千葉秀浦君・青柳有美君共譯
トルナイ畫伯の舞臺畫

奇絶快絶珍無類佛國之喜劇脚本

士官あり美人あり髯一つの故に天下無比の一大滑稽を演出し來る新派俳優藤澤淺二郎君は其序文に於て之を某座の舞臺に演ぜんことを約せらる内容以て知るべきなり

髯一つ

◉千葉。青柳。藤澤三君の肖像 ◉價卅五錢郵税六錢 ◉四號かなつき美本 ◉郵券代用二割增

發兌 東京本郷四丁目五 文明堂

男女生殖器病專門
内科外科 涙紅醫院 東京神田連雀町十八 院長醫士一瀬鷹一 電車萬世橋下
診察無料藥術料任意

馬場孤蝶君新著 藤島武二君畫
連翹
定價參拾五錢 郵税四錢

美文界に於ける孤蝶君の聲價は世已に定評あり本書は君が最近の傑作十五篇を集めたるもの以て諸賢に推擧す

東京市本郷丸山福山町六 發行所 久友社
大賣捌 東京堂 上田屋 北隆館 東海堂 良明堂

◎坐右必備の好著譯◎

木村鷹太郎君著 鳴潮餘沫 訂正五版 定價六十錢 郵税八錢
同 增補訂正 萬國史 第七版 定價貳圓 郵税拾五錢
バイロン傑作 木村鷹太郎君譯 海賊 第五版 正價六十五錢 郵税八錢
同 艶美の悲劇詩 パリシナ 訂正三版 定價二十錢 郵税二錢

東京神田錦町一丁目十番地 尚友館發行

瓦斯の煮燒と燈火

○三升の米は瓦斯代僅に一錢七厘時間十八分にて炊くを得べし
○瓦斯竈は本社の發明品にて專賣特許を得たるものにして瓦斯消費量少なく使用且便利なり
○工事費は前金拂は一割引とし又月賦拂にて約定す
○瓦斯竈、七輪、湯沸、風呂、壁爐等に專用の瓦斯代は特に定額の二割引とす

瓦斯は燈火用の外料理其他一般の煮燒用として使用は輕便マッチ一本あれば晝夜何時にても即時に用を便じ火力加減自在にして火災の危險なく且大に人手を省き費用は薪炭よりも低廉なり

當各種瓦斯器具は當社構内又は銀座上野陳列館へ陳列縱覽に供居候御立寄御一覽被下度候

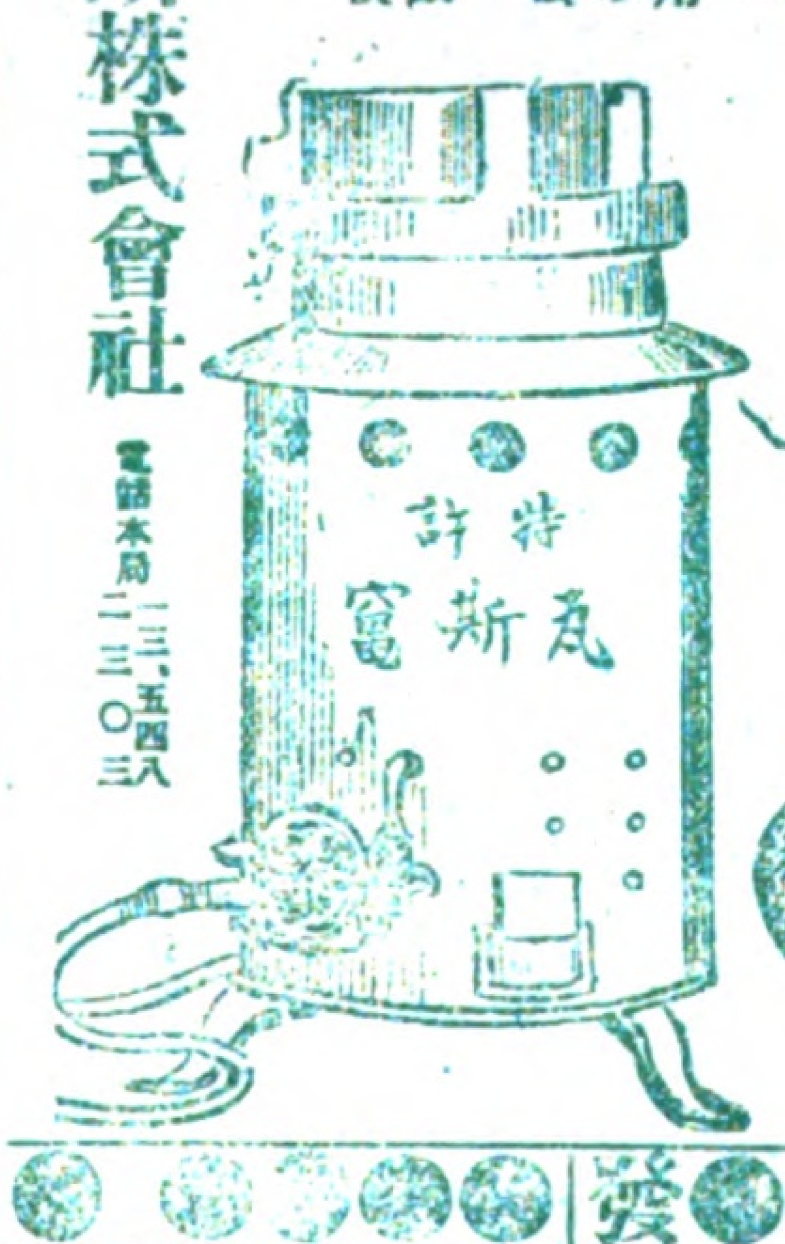

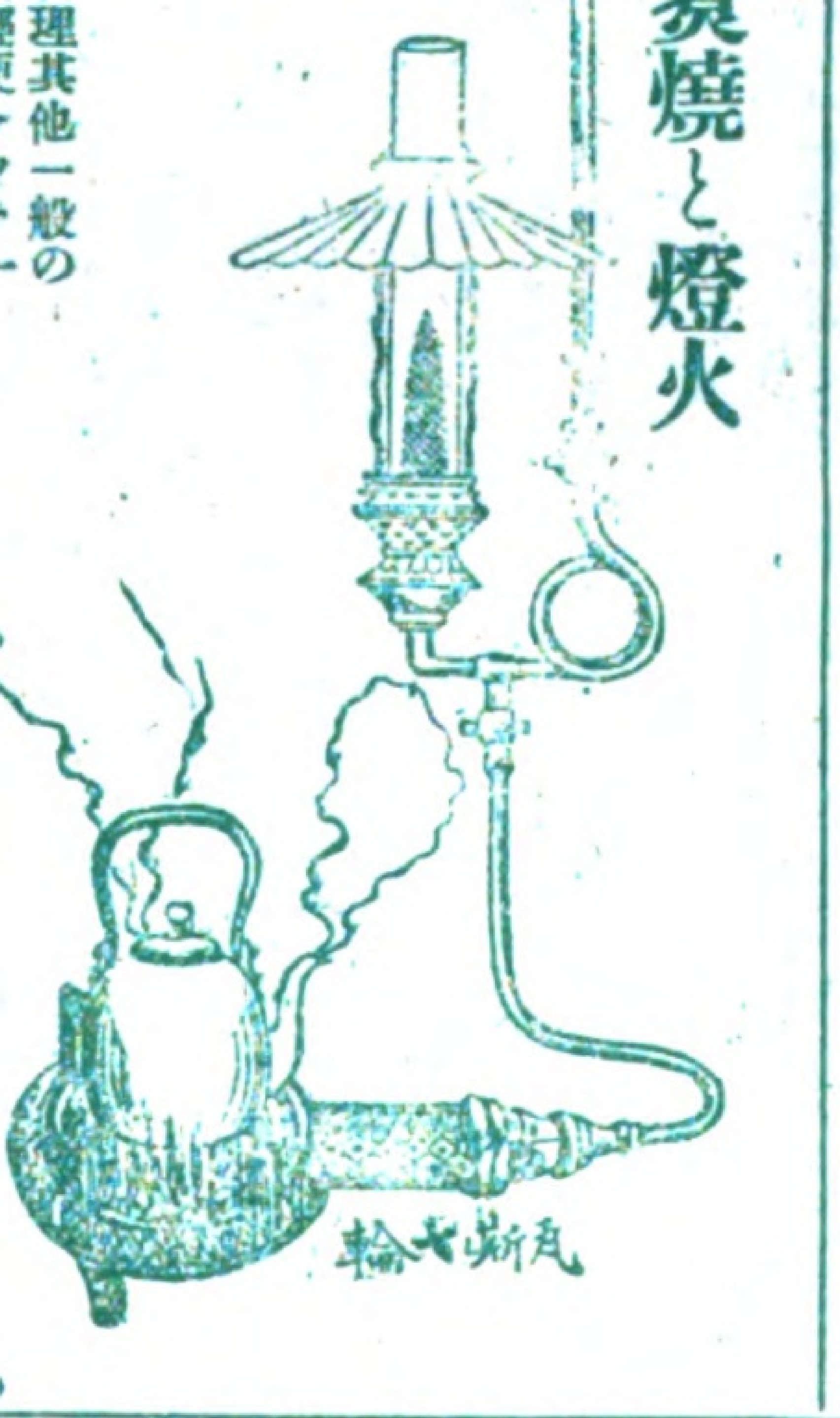

東京神田錦町 東京瓦斯株式會社 電話本局 一三、五四八 二三〇三

本會は養兎獎勵唯一の機關なり
養兎は農家の副業として最好無類の者なり
婦人小兒の慰みと實益を併せ得らる
自ら賣買せずと雖も之が紹介の勞を取る
直接の利益は其皮と肉とを衣食に供し兼て肥料を得るに在れども其社界を裨補するの大影響に至ては當會長青池晃太郎君の養兎富國論（定價五十錢郵便税六錢）之をよく論盡說了せり

一東京駿河臺 大日本養兎協會

辯護士 今村力三郎
東京市神田區今川小路二丁目十四番地 電話本局一九四〇番

日本一の漫畫雜誌
東京パック

堂々たる主張体裁は彼の毎號數十萬部を發行すと云ふ紐育パック倫敦ポンチ等に比して敢て遜色なく世界一等國に突進せる日本帝國の代表的新雜誌!!!
と云ふと頗る六ケしい樣だが實は全誌漫畫で滑稽〱て寸鐵的の解説は總振り假名附で誰れが讀むでも面白い是まで例のない新雜誌!!!

十五日既刊（毎月一回）
體裁 新聞紙二ッ折大
用紙 舶來最上洋紙
定價 一部十二錢六部前金七十錢十二部一圓卅五錢郵券一割增

東京市麹町區有樂町三丁目 有樂社

活版印刷
東京築地
株式會社
國光社
電話新橋 二六九三番
特別電話新橋 八八番

明浦道人著 家庭閑話 輸入美本 定價五十五錢 郵税六錢
松村介石君著 婦人のかゞみ 定價卅錢 郵税無料
田村直臣君著 母と子供 定價十五錢 郵税無料
本田寒之君著 赤き十字架 定價十五錢 郵税無料
母と妻 定價廿錢 郵税四錢
發兌 東京京橋區尾張町 警醒社書店

◎神經衰弱 遺精早漏陰萎物起力記臆力衰退手淫の害
◎陰莖包皮無痛速治療法
◎梅毒◎りん病◎痔疾
◎婦人科◎せうかち◎子宮病◎血の道◎月經不順
◎地方患者は返信料添へ申込む可し
東京市神田區西今川町三番地 愛生醫院

發行兼編輯人 [illegible]原一郎 印刷人 山田金市郎
發行所 東京府荏原郡[illegible]井村字[illegible]井宿五五七番地 直行社
印刷所 東京築地二丁目二十一番地株式會社國光社
發賣所 東京市麹町區有樂町三丁目 平民社

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY